令和４年６月作成

　まず、児童手当制度創設の変遷（国の動き）について確認しておく。

「五訂 児童手当法の解説 中央法規出版株式会社 平成25年」14～19ページの抜粋

○　我が国における児童手当制度の創設については、戦後間もない昭和22年の社会保険制度調査会の答申以来、各方面で取り上げられ、特に昭和36年以降は政府において本格的な検討が進められた。

○　各方面から相次ぎ児童手当の創設が求められる中で、昭和36年5月に厚生大臣が児童手当制度の検討に着手する旨閣議で報告し、同年6月、中央児童福祉審議会に、特別部会として児童手当部会が設置され、制度の検討が進められることとなった。児童手当部会は、3年余にわたる審議を経て、昭和39年に児童手当制度について中間報告を取りまとめている。

○　昭和42年11月 厚生大臣の私的な諮問機関として児童手当懇談会が設けられた。同懇談会は、昭和43年12月、報告を取りまとめ、その中で児童手当制度案を示している。

○　昭和44年7月に児童手当審議会が設置された。制度の構想についていくつかの案の検討が行われた上で、昭和46年度の予算編成に間に合うように、昭和45年9月に中間答申がまとめられた。なお、この答申は「中間答申」とされたが、最終答申としての意義を有するものであった。

○　児童手当審議会の答申を受けて、厚生省では政府案の作成に着手した。社会部会に児童手当に関する世話人会が設けられ、検討が行われることとなった。世話人会では審議を重ねた結果、「児童手当制度の構想」をまとめ、昭和45年11月、社会部会で了承されている。

○　厚生省は政府部内や関係団体と折衝、調整を図り、昭和45年12月末の予算編成の最終段階において、政府案の大要の決定をみた。

○　国会の質疑においては、児童手当制度の創設について一定の評価がなされたが、度重なる公約にもかかわらずその創設が遅れたことや、制度内容が極めて貧弱であり、制度の充実についての政府の考え方などが議論されている。後者については、まず制度の創設を先決とし、その後の制度の充実・改善は社会経済状況等を踏まえて検討するとの政府の考え方が示され、いわば、制度を「小さく生んで大きく育てる」という考えが明らかにされている。

○　児童手当法案は、昭和46年5月21日に全会一致をもって可決成立している。なお、衆・参の社会労働委員会においては、制度の将来における改善について、附帯決議が付されている。

以上のように、昭和30年代の中頃から数えると、約10年をかけて児童手当法の成立に至ったことになる。

次に、記述編Ⅱから相模原市の動きを抜粋する。なお、会派名や議員名は「＊＊」で表示する。

　相模原市議会史　記述編Ⅱ　480ページ～

国に先んじて児童手当制度を実施

　児童手当制度は、我が国の社会保障制度のなかで、長いあいだ実現をみなかった唯一の制度といわれていた。この児童手当制度は、児童の養育による家計の負担を軽減することによって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成と資質の向上を図ろうとする制度である。

　昭和43年9月定例会（第110定例会）において、＊＊議員（＊＊）は、児童手当制度を導入している先進的な市町村を挙げ、「新時代のセンスを身につけ、明朗な文化都市建設を目ざす市長の児童福祉へのあたたかい御理解によって、直ちにその調査準備をされ、一日も早くこの児童手当法を当市の実情に即して実施されますよう心からお願いするものであります。」と質問している。

　この質問に、河津市長は、「きのうの新聞に、（中略）児童手当制度の創設は時期尚早であるというふうに書いてあるわけでございます。（中略）よくこれにつきましては今後また勉強をしていきたいと考えるわけでございます。」と、極めて消極的な態度を示している。

国に先んじて児童手当条例を可決

　しかしながら、市長は、この消極的な発言のあと半年後の44年3月定例会（第114定例会）の施政方針演説において、「児童福祉の面で本年度新たに児童手当支給制度を発足させ、積極的に児童福祉施策の主体化をはかる」と、児童手当制度の導入を明言している。

　そして、この３月定例会に、児童手当条例が提出された。この児童手当条例は、＊＊経済民生委員長の「全委員の意見の一致をもって可決すべきものと決した」旨の報告のあと、起立総員により可決された。なお、この条例は44年4月1日から施行される。

　この児童手当制度では、受給資格者（保護者）は、（１）市内に１年以上住所を有すること、（２）養育している児童が３人以上であって、そのうち義務教育を受けている者が１人以上であること、が必要であり、また、前年の所得が４人家族で93万円以下、５人家族で100万円以下（家族数が１人増ごとに７万円を加算）であることが必要である。手当の額は、年額6000円（義務教育を受けている者が２人以上でもこの額）である。

　この制度の対象世帯は、44年1月現在、市内およそ6万2000世帯のうち2100世帯であり、これに要する経費は1260万円と推定されている。

　特に、審議の過程で、１世帯500円という金額、子供の数が多い場合は５人家族で100万円以下という所得制限、受給手続きの簡素化、ＰＲなどの問題について、質問が重ねられている。

　『相模原市議会報』は、「うぶ声あげた児童手当　国の施策に口火を　当初構想よりは縮小」（昭44.5.10）との見出しで報じている。この児童手当制度は、「国の施策に口火を」というように、国が数年来検討しながらも実現しないものである。しかも、全国の自治体においても、この児童手当制度を実施しているのは、42年度実施の武蔵野市、43年度実施の府中市（東京都）、富山県など十指にも満たないものである。そして、この44年度から実施を予定しているのは、川崎市、小田原市などである。

　なお、46年5月にやっと児童手当法が成立・公布され、47年1月から実施される。この制度は、義務教育終了前の児童を含む３人以上の児童を養育し、かつ前年度の所得が200万円以下の養育者に、児童１人当たり3000円の児童手当が支給されるというものである。





　以上が記述編Ⅱからの抜粋だが、児童手当条例のその後についても、会議録から抜粋しておく。

相模原市議会第133定例会会議録　第１号　昭和46年12月7日

…条例の一部改正についての提案・質疑等

○議長　日程５議案第116号　～中略～、日程６議案第117号相模原市児童手当条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

　提出者の提案理由の説明を求めます。社会福祉部長。

○社会福祉部長　ただいま提案になりました議案第116号並びに117号につきまして、御説明申し上げます。

　～中略～

　次に相模原市児童手当条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。これは国の児童手当制度が発足することになりましたために、これに伴いまして本市の児童手当制度を漸次これに移行させるために、所要の改正を行なうものでございます。第３条の受給資格の要件があるわけでございますが、これに第２項を加えまして、児童手当法に基づき児童手当の支給を受ける者は市の児童手当を受けることができない旨の規定を設けるものでございます。国の制度は段階的に受給者の範囲を拡大いたしまして、昭和49年度以降は完全実施することになるわけでございます。この間経過的に対象外となる児童に対しましては、従来どおり市の児童手当を支給していくことになるわけでございます。したがって国の児童手当制度が完全実施される昭和49年度には、市の児童手当制度は発展的に解消することになるわけでございます。附則でこの改正条例の施行日を、児童手当法の施行日と同日の昭和47年1月1日とするようにさせていただきました。２項の規定は児童手当法の附則第３条に規定する認定の請求等に関する経過措置によりまして、昭和47年1月から児童手当の支給が開始されるものの同月分が併給となることを避けるために、特例を規定さしていただきたいということでございます。

　以上簡単でございますが説明にいたします。よろしく御審議の上御決定いただきたいと思います。

○議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。１番。

○１番　＊＊党の＊＊です。117号についてお伺いしたいと思います。

　児童手当法が国の法改正のもとで今度実施されるわけです。これが前提になっております。そうしますと相模原市はこれによって廃止すると、こういうわけですけれども、相模原市として国に上乗せしてやって一向差しつかえないと思うわけです。こういう点の一体考え方が、そういう気持ちがあるのかどうか。これだとないわけですけれども、そういう考えが多少でもあるのかどうか、この点をひとつお伺いしたいのと、それからもう１つはかりにこれがこの条例どおりなされると、相模原市としてこの財源が浮くわけです。この財源を老人医療の無料化だとか、それから心身障害児のために使う気があるのかどうか、この点を、２点をお伺いしたいと思います。

○議長　社会福祉部長。

○社会福祉部長　お答えします。第１点の国の児童手当に上乗せして行なうかというような御意見でございますが、これに対しましては、この市の児童手当制度を実施する当時の考えといたしましても、国に先べんをつけるという意味におきまして発足した経緯もございますので、また国の制度と市の現在行なっております児童手当制度とは若干考え方が違っておりますので、上乗せして実施するという考え方は現在ございません。

　なおこの国の制度の実施によりまして、財源の余剰が出てまいってくるわけでございます。これにつきましてはいろいろ御指摘にもございます点につきましても十分考慮いたしまして、今後考えてまいりたいということでございます。

　以上でございます。

○議長　２７番。

○２７番　いまの問題ですけれども、実際に手当の支給をはずされる児童、現在12月一ぱいまで申請が行なわれてるわけですけれども、概算何人ぐらいがいわゆる市の手当から除外されるのか。もし、概算でもけっこうですから、わかりましたらお教え願いたいと思います。

○議長　社会福祉部長。

○社会福祉部長　現在９月の支給状況で申し上げますと、1,333人が９月においては市の児童手当の支給が行なわれたわけでございますが、若干増減もあるわけでございまして、これが来年１月になりますと約800件減員になると、800人が国の児童手当に移行していく、国の１月からの児童手当の対象者がどの程度おるかということを参考までに申し上げますと、約3,000件、3,000人に該当してくるというのが現状でございます。

○議長　２６番。

○２６番　＊＊議員の質問に対してすでに答弁がありましたので、さらにそれと追っかぶせての質問は恐縮でございますけれども、社会福祉部長の話では国に先べんをつけたという意味の制度なので、そのつけた意味は国が実施すればもう解消するんだと、こういうふうな論理なんですが、国の今回実施したのは、わずか５歳以下の者に限定されてるわけです。理想的な条件において国が実施してるわけではないわけなんですね。国が実施しないからこそ市は先んじて、これだけの福祉行政の前進を見たわけなんです。最初この条例をつくったところの本旨から言うならば、国がまだ不十分な制度をもって甘んじている現在、東京都は国の不足な分をさらに上乗せして補おうとして、いまここに実施を進めております。やはり相模原も他市に先んじて児童手当をつくったという一番最初の精神からはずれないで、国が完全な理想的な実施をするまで常に上乗せをしながら、完全実施が終わった時点においてその財源を他の福祉行政に転化していくと、こういうふうな行き方をしてもらいたいと私は思うんですが、市長さんはその点についてどのようにお考え下さいますか。

○議長　市長。

○市長　市の児童手当を制定するにつきましてはただいま部長のほうからお答えいたしましたように、国がそういう制度をつくってもらいたいと、こういう念願を持っておったわけでございますが、国の出発がおくれましたために市のほうが先に行なう。それで国に対しましてこういうことを行なうようにさせるべく市が先べんをつけたと、こういう経過でございまして、したがいまして国がそういう措置をして、つまり市の条例に重複するようなところがある場合におきましては、その分は市のほうは削除していくと、こういうことになりますから、先ほどお答え申し上げましたような結果完全に国が実施するということになりますと、市のほうは廃止するようになろうかと思います。ただしこの児童手当は廃止しましても、児童関係の他の面におきまして考慮する必要があろかと思うんです。たとえば保育園児あるいはまた幼稚園児等の負担の軽減等の方法を考える。こういうような別途の児童措置が考えられるかと思います。御了承願いたいと思います。

○議長　他に質疑はありませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）

　ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっております議案第116号外１件は経済民生委員会に付託いたします。

相模原市議会第133定例会会議録　第２号　昭和46年12月13日

　…条例の一部改正についての採決等

○議長　日程６議案第116号相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例、日程７議案第117号相模原市児童手当条例の一部を改正する条例、～中略～、以上６件を一括議題といたします。

　本件に関する委員長の報告を求めます。２９番。

○経済民生委員会委員長　ただいま上程中の議案第116号外５件について12月9日委員会を招集し審査いたしましたので、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

　議案については各件とも担当者の補足説明の後質疑を行ないました。～中略～

　議案第117号相模原市児童手当条例の一部を改正する条例については、市の制度と国の制度との違いや支給対象児童数についてただされ、市の場合は月にして500円の支給であるが、国の場合は月3,000円で対象児童が２人いれば6,000円となり支給額が多いことや、対象児童は国の制度の場合18歳未満の児童を３人以上養育しており、そのうち１人以上が来年度一ぱいは５歳児未満であれば対象となり、市の場合は義務教育を受けている者が１人以上あっても１人しか対象にならないなど、対象範囲が違うので、対象児童数に差が出てくることが明らかにされました。また国へ移行措置の間に支給しなくて済む財源はどのくらいか、移行後の児童福祉対策の面で何か考えているかとの質疑に対し、46年度は900万円予算を計上されているが、245万円減額し47年度の所要額は350万円、48年度は96万円となる。また今後は児童福祉費のワクの中でなく、市財政全体を見合わせながら幼稚園児、保育園児への補助をふやしていったり、保育園の施設等の面で費用を増すよう考慮し、児童福祉面が低下しないように考慮したいとの答弁がありました。なお国への移行に伴う予算不用額については身体障害児や老人医療の無料化の方向で執行してほしいとの要望がなされました。採決の結果議案第117号は出席者総員の賛成をもって可決すべきものであると決しました。

～中略～

　以上で経済民生委員会の審査報告を終わります。（拍手）

○議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。（「進行」「進行」と呼ぶ者あり）

　ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。討論はありませんか。（「進行」「進行」と呼ぶ者あり）

　１番。

○１番　＊＊党を代表しましてただいま提案された３つの案件について賛成の討論を行ないたいと思います。

　第１に議案第117号相模原市児童手当条例の一部を改正する条例です。本来国の憲法の立場、児童福祉法の立場でいえば、すべての子供はしあわせな方向で育てられなきゃならないと、こう規定してあります。ですから当然の国の義務として児童手当条例、それから相模原市がすでに先刻来行なっている児童手当条例、このことは国が今度やるからといって相模原市がすぐ廃止することは全く必要ないわけでありますけれども、今度の手当条例の内容その他から見ますと、国が3,000円つける、こういうことですから、ここで新しい予算、その分のお金が浮くわけであります。そして私ども＊＊党はこの新しく浮いた約900万円が新年度の予算の中で心身障害児、老人医療の無料化のためにぜひとも使っていただきたい。このことを要請してこの案件はまず賛成したいと思います。さらに国はこの児童手当条例をつくることによって各会社、各工場が逆に家族手当を減らす、こういうやり方を一方でとろうという経営者の策謀があるわけですから、これとも私たちは断固として反対し、子供がしあわせに、そして健康な環境のもとに育てられることを願って－一部改良する形になりますけれども、私どもはこの案件に賛成したいと思います。

～中略～

　以上です。

○議長　１４番。

○１４番　私は＊＊党を代表していま提案になっております６つの案件について、いずれも賛成の討論を行ないたいと思います。～中略～

　２番目に117号の児童手当条例の一部改正条例であります。これはかつての本会議において国の法律による児童手当制度が発足したならば、いままで市がやってきたこの条例に基づく児童手当をこの国の法律によるものの上に上乗せをしたらどうかという意見が述べられました。私たちも同様に考えました。しかし審議会の意見を通じてみますると、国の法律による児童手当のその支給額、あるいは支給の条件といったものが、従来相模原市が独自に条例に基づいてやってきた児童手当に比べて、相当程度の進歩が見られるということからしますならば、必ずしもその上にさらに上乗せという要求はいたしかねるかと思います。したがって私たちはこの条例を賛成するについては、あくまでもこれによって浮いた資金は児童福祉のワクの中において１つの既得権利として、市政全体の財政措置の中に努力するという市長答弁の方向ではなくて、児童福祉のワクの中にこれを振り当てるべきことを要望して、本件については賛成したいと思います。

～中略～

　以上５件について申し上げました。どうぞ皆さん方の真剣な御討議の上いずれも賛成として態度を御表明いただけますようにお願いを申し上げて、私の討論を終わります。（拍手）

○議長　１５番。

○１５番　～略～

○議長　他に討論はありませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）

　ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

　これより採決に入ります。採決の方法は起立により行ないます。議事の整理上採決を区分して行ないます。

　ただいま議題となっております　～中略～、議案第117号相模原市児童手当条例の一部を改正する条例、～中略～、以上４件は委員長報告は可決であります。本件を委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

　[起立する者あり]

○議長　起立総員。よって議案第116号外３件は原案のとおり可決されました。

昭和49年相模原市議会３月定例会会議録　第１号　昭和49年3月7日

　…条例の廃止についての提案等

○議長　日程17議案第35号相模原市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例、～中略～、日程19議案第37号相模原市児童手当条例を廃止する条例、以上３件を一括議題といたします。

　提出者の提案理由の説明を求めます。社会福祉部長。

○社会福祉部長　ただいま上程になりました、議案集第32ページでございますが、議案第35号相模原市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例外２件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

～中略～

　次の35ページの議案第37号相模原市児童手当条例を廃止する条例でございますが、この条例は、昭和44年度より国の制度に先がけまして実施してまいったわけでございますが、国の児童手当法が昭和46年に制定され、47年の1月から施行された関係上、46年の12月には本条例の一部改正を行ないまして、国の制度との重複のないよう措置をとってまいったわけでございますが、本年3月31日限りで国の児童手当法の支給に関する暫定措置が解かれまして、児童福祉法（*※「児童手当法」の言い間違いか*）が全面的に施行となりますので、本市の児童手当条例の該当者がすべて国の制度に移行できるようになりましたので、この条例を廃止するものでございます。

　以上簡単でございますが、３件につきまして御提案申し上げたわけでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきたいと思います。

○議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。２６番。

○２６番　児童手当のことについて一言だけ質問したいわけでありますが、他市に先がけて当市においては児童手当を制定して、国に先んじてやったことについては、非常に称賛されてきたことだと思います。しかし、その一部が国が実施するということで、一部分は国にげたを預け、残された部分だけの負担をしてやってきた。そのときにも私は発言しておいたと思いますが、国がある一部の負担をしてくれただけは、外側に出っぱらしていったらいいじゃないか。せっかく児童手当という一つの制度を国に先んじてやったその努力が、国の措置によって負担が軽減したんですから、軽減された分だけさらに対象範囲を広めて、一たん2,000万なら2,000万、3,000万なら3,000万の福祉予算を計上したその市民の権利といいますか、また、行政上のあたたかい措置といいますか、このせっかくできたものを縮小しないで延長していくことが福祉行政の本意であろうという観点から、国が負担してくれた分をさらに範囲を広めていくべきだろうということも、前回私はお願いしておいたはずです。そういうことで、せっかくつくられた条例をなくさなければならないという法的な、範囲を拡大してはいけないという根拠がどこかにあるのか、ないのか。なぜそのような前進をしようという考え方に立って措置が考えられなかったのか。この２点について御質問したいと思います。

○議長　社会福祉部長。

○社会福祉部長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

　本市の児童手当条例を制定する際におきましても、あくまで国がこういう制度はすべきであるというふうな観点に立ちまして、当初の基本的な考え方が発足をしたと思うわけでございますが、そういう中で、現在の市の条例によります範囲というものが、義務教育終了前で、しかもその中で３人以上おりまして、その１人に該当していくというふうな考え方であったわけでございますが、国の制度におきましては、18歳未満の児童を３人以上養育している中で、そのうち１人以上が義務教育終了前の児童であるというふうに、非常に幅が広がっているわけでございます。しかも市の手当としましては月額500円というふうなことでございますが、国におきましては月額3,000円というふうに幅も非常に広がっておりまして、前回の46年の12月に一部条例を改正した際にも、御意見としましては、さらに福祉のためにというふうな意見もあったわけでございますが、全体的にやはり、他のと申しますか、全体的な福祉の向上に現在も資しているわけでございまして、48年の実績といたしましては、対象者が120名程度でございます。これが今回の暫定措置が全部解かれるというふうなことから、これが全面的に国の制度に移行できますので、今回はこれを廃止したわけでございます。決して他の福祉行政が、全体をながめていただきますとやはり前進をしておりますので、そういうことで、国の制度に移行できるものについてはやはりして、さらにそれの足りないところを補っていくという形をしていきたいというふうに考えております。

　以上です。

○議長　他に質疑はありませんか。

　これをもって質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっております議案第35号外２件は、文教民生委員会に付託いたします。

昭和49年相模原市議会３月定例会会議録　第５号　昭和49年3月26日

　…条例の廃止についての採決等

○議長　日程13議案第32号相模原市医療費助成条例、～中略～、日程17議案第37号相模原市児童手当条例を廃止する条例、～中略～、以上13件を一括議題といたします。

　本件に関する委員長の報告を求めます。20番。

○文教民生委員会委員長　ただいま上程されました議案第32号外12件につきまして、文教民生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

　各件とも担当部局から補足説明を求めた後、質疑を行ないました。

～中略～

　議案第37号相模原市児童手当条例を廃止する条例については、市条例は昭和44年に制定されたものでありますが、その後46年に国において児童手当法が制定され、それによる児童手当の支給に関する暫定措置が、49年3月31日限り解かれることに伴うものであります。なお、49年4月からは支給対象が広がる旨が資料により説明されました。

　採決の結果、議案第37号については総員の賛成をもって可決すべきものであると決しました。

～中略～

　以上で文教民生委員会の審査報告を終わります。（拍手）

○議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

　質疑はありませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）

　これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。

　討論はありませんか。４番。

～中略～

○議長　他に討論はありませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）

　これをもって討論を終結いたします。

　これより採決に入ります。

　採決の方法は起立により行ないます。

　議事の整理上採決を区分して行ないます。

　ただいま議題となっております議案第32号相模原市医療費助成条例、～中略～、議案第37号相模原市児童手当条例を廃止する条例、～中略～、以上９件は、委員長報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立する者あり]

○議長　起立総員。

　よって議案第32号外８件は原案のとおり可決されました。